

## 平成 21 年第 1 回土別市議会臨時会会議録

平成 21 年 1 月 23 日 (金)

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 47 分 閉会

### 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 3 議案第 1 号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 2 号 土別市農畜産物加工体験交流工房条例の制定について

日程第 5 議案第 3 号 損害賠償の額を定め和解することについて

日程第 6 議案第 4 号 平成 20 年度土別市一般会計補正予算 (第 9 号)

議案第 5 号 平成 20 年度土別市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 6 号 平成 20 年度土別市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 7 号 平成 20 年度土別市病院事業会計補正予算 (第 2 号)

閉会宣告

### 出席議員 (20 名)

副議長	1 番	池 田 亨 君	3 番	伊 藤 隆 雄 君	
	4 番	井 上 久 嗣 君	5 番	丹 正 臣 君	
	6 番	粥 川 章 君	7 番	小 池 浩 美 君	
	8 番	柿 崎 由美子 君	9 番	平 野 洋 一 君	
11 番		遠 山 昭 二 君	12 番	岡 崎 治 夫 君	
13 番		谷 口 隆 徳 君	14 番	山 田 道 行 君	
15 番		田 宮 正 秋 君	16 番	斉 藤 昇 君	
17 番		山 居 忠 彰 君	18 番	牧 野 勇 司 君	
19 番		菅 原 清一郎 君	20 番	中 村 稔 君	
21 番		神 田 壽 昭 君	議 長	22 番	岡 田 久 俊 君

### 出席説明員

市 長 田 効 子 進 君 副 市 長 相 山 慎 二 君

副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	宮澤勝己君
経済部長	相山佳則君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	城守正廣君		
市立病院事務局長	吉田博行君		
教育委員会 委員長	佐々木正雄君	教育委員会 教育長	安川登志男君
教育委員会 教育部長	辻正信君		
農業委員会会長	松川英一君	農業委員会 事務局 長	伊藤 暁君
監査委員	三原紘隆君	監査委員事務局長	谷口春三君
事務局出席者			
議会事務局長	辻本幸慈君	議会事務局 総務課長	藤田 功君
議会事務局 総務課主幹	浅利知充君	議会事務局 総務課主事	中井聖子君
議会事務局 総務課主事	岡村慎哉君		

(午前 10 時 00 分 開会)

議長(岡田久俊君) 平成 21 年第 1 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本臨時会の会議録署名議員には、16 番 斉藤 昇議員、17 番 山居忠彰議員、18 番 牧野勇司議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第 1 号 専決処分の報告について

議案第 1 号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 土別市農畜産物加工体験交流工房条例の制定について

議案第 3 号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第 4 号 平成 20 年度土別市一般会計補正予算(第 9 号)

議案第 5 号 平成 20 年度土別市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 6 号 平成 20 年度土別市水道事業会計補正予算(第 1 号)

議案第 7 号 平成 20 年度土別市病院事業会計補正予算(第 2 号)

2. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件 名	提出年月日	提 出 先
20.12.12	公的保育制度の改変に反対する意見書	20.12.12	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
"	大倒産・企業再編の危険から中小企業を守る緊急対策を求める意見書	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
20.12.12	医師不足を解消し、地域医療体制の立て直しを求める意見書	20.12.12	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
"	改正建築基準法施行による影響に対する解決策を求める意見書	"	内閣総理大臣 国土交通大臣 内閣官房長官 衆議院議長 参議院議長
"	知的財産立国の推進に関する意見書	"	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 衆議院議長 参議院議長
"	消えた年金問題の速やかな解決を求める意見書	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長
"	公的年金制度の抜本改革を求める意見書	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長 田効子 進	副市長 相山 慎二
副市長 瀧上 敬司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長 鈴木 久典
市民部長 有馬 芳孝	保健福祉部長 宮澤 勝己
経済部長 相山 佳則	建設水道部長 土岐 浩二
朝日総合支所長 城守 正廣	市立病院事務局長 吉田 博行
総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長 三好 信之	総務部 企画振興室長 兼企画課長 林 浩二

市民部次長兼 税務課長	高橋哲司	保健福祉部次長 兼福祉課長	西崎貞一
保健福祉部 コスモス苑所長兼 コスモスデイサービス センター所長	稲澤要	経済部次長兼 商工労働観光課長	織田勝
経済部 国営農地再編 推進室長	鈴木静男	建設水道部次長 兼建築課長	富田強
朝日総合支所次長 兼地域振興課長 (併)選挙管理委員会 選挙課長	川越一男	市立病院事務局 次長兼総務課長	山本良文
会計室長兼 会計課長	川原正樹	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	出合孝司
市民課長	小山内弘司	農林振興課長	秋山照雄
上下水道課長	佐々木辰彦	教育委員会 委員長	佐々木正雄
教育委員会委員長 職務代理者	尾崎学	教育委員会 教育長	安川登志男
教育委員会 教育部長	辻正信	教育委員会 教育部次長兼 学校教育課長	石川誠
農業委員会会長	松川英一	農業委員会 事務局長	伊藤暁
監査委員	三原紘隆	監査委員事務局長	谷口春三

4. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	辻本幸慈	議会事務局 総務課長	藤田功
議会事務局 総務課主幹	浅利知充	議会事務局 総務課主事	中井聖子
議会事務局 総務課主事	岡村慎哉		

以上報告する。

平成21年1月23日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それではこれより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました報告第1号 平成20年度士別市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

本補正は、昨年12月27日に羊飼いの家暖房用ボイラーが、内部配水管の亀裂によって使用不能となり、本施設の運営に支障をきたすことから早急に対応する必要があるため、更新にかかる工事費及び仮設ストーブ借り上げ料など合わせて229万7千円を予算措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした次第であります。

なお、これに要する財源といたしましては、繰越金をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第1号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第1号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、重度脳性麻痺等の一定の出産にかかる事故について補償金の支払いに備える、産科医療補償制度が創設されたことに伴い、健康保険法施行令等の一部改正により、平成21年1月1日から出産育児一時金等の国の支給基準が見直されたため、本市におきましても現行の一時金35万円に、その制度に加入する分娩機関のもとで出産された場合は、3万円を上限として加算した額

を支給するよう改正をいたそうとするものであります。

なお、この政令は昨年12月5日に公布され、平成21年1月1日から施行となりましたことから、同日以降の出産から遡及して適用しようとするものであり、この条例改正に伴う財源につきましては、現行予算の中で対応いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、議案第2号 土別市農畜産物加工体験交流工房条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第2号 土別市農畜産物加工体験交流工房条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

土別市農畜産物加工体験交流工房につきましては、農畜産物の付加価値を高め、本市農業の振興と市民の食育及び地産地消の推進とあわせ、農産加工を通じた農村と市街地の交流の場として、この1月20日に工事が完了いたしましたところであります。

今後、4月1日の供用開始に向け、運営に必要な準備作業を進めてまいります。開設に伴い円滑な管理運営を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君） ただいま提案のありました、農畜産物加工体験交流工房について何点か御質問させていただきます。

この施設について、市長から御案内のとおり、この地域の農業と市民の接点を結ぶ云々とありました。いわば私自身は朝日地区で古くから農産加工センターというものがあって、この運営云々、地域のいろいろな問題点等々も聞いておるわけでありまして、今回、4月1日にこの施設が開館ということでありまして、いわば市民のレクリエーションの施設であろうと私は思うわけでありまして、また、そういう形で親しく利用されてほしいなと思っている一人でもあります。

そこで、条例について3点ほどお伺いするわけでありまして、指定管理者制度でもって行っていくわけでありまして、本日いただいた資料によりまして、運営の積算費用が提案されております。約420万円相当の運営費ということでありまして、初めての施設でもあるということで、今後指定管理者の方からいろんな要求、あるいはまた、運営管理上、設備等のいろんなことが出てくると思われるわけでありまして、当面の予算として、はたしてこの予算が適切かどうかということもあるわけでありまして。その時点で、1年なり、実績を踏まえた上で今後また補正なりで対応

されるとは思うんですが、これの積算根拠を若干説明してほしいということと、条例の中で、工房の利用する人数を定めているわけでありますが、3人以上のグループ単位とするんだということでありますが、この3人以上は何を根拠にこういうグループ利用しかできないのかなと思うわけでありますが、こういうせっかくの施設であるので、できるだけこういう縛りのない方がよろしいかなと思うわけでありますが、この根拠をお知らせいただきたいということが2点目。

3点目に、工房の利用料金の関係が千円ということで、1人1回千円ということがあります。1人1回千円ということは、例えば、1日午前、午後とか、あるいは短い時間で2、3度入った場合どうするのかということ。朝日地区においては1回の利用者が1人当たり700円ということであります。その辺の料金設定の根拠をお知らせいただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） 始めに、予算の根拠でございますけれども、これにつきましては利用料が千円ということで、千人を見込みました。それで収入が100万円ということと、支出の方につきましては管理指導料でありますとか、電気料、あるいは燃料費、こういった年間通してかかる費用について積算いたしまして、総額かかるものが421万4千円というふうに見込んでいるところでございます。それで、ただいま申し上げましたように収入が100万円ございますので、指定管理料につきましてはその差額ということで321万4千円になるかと思っております。今、議員の方からお話ありましたように、今後1年間回ってみないとどういったことになるかということもあるんですけれども、当面は、例えば利用料金につきましても、この施設が有効活用されるように私どももこういったPRもどんどんしていきたいなというふうに感じております。

それと、3人の根拠でございますけれども、この3人をグループ単位といたしましたのは、この工房につきましては、肉製品あるいは乳製品共用加工といったようにそれぞれの部屋が別々になっているということもございまして、例えば加工の途中で万が一事故などが発生したという場合に手当をしたり、あるいは連絡をする人とか、こういったことの対応をしなければならないということで、1人ですとか2人になりますとなかなかこういったことの対応が難しいのではないかなということもございまして、運営協議会の方々とも協議をいたしまして、3名というふうにいたしましたところでございます。

千円の根拠でございますけれども、これは今、議員のお話にもありましたように、朝日が700円でございますけれども、千円につきましては運営費の一部を負担してもらおうということで、例えば光熱費から算出しますと、千人が使うということになると、1人当たりの単価につきましては2,700円ほどに割り返すとなります。そこで、2,700円となるわけですが、これをもらうとまた大変なことになるということで、この半分といたしますと1,300円ということで概ね千円といたしましたところでございますし、また、朝日の関係の700円もあるわけですが、こういったことがあまり差が生じないように協議会の方々とも協議しながら、この千円ということに設定させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君） 概ね理解できるわけですが、条例のほかに規則で対応して一応減免規則も設けているようでありますから、そちらの方でいろいろ対処はできると思うのですが、この3人というのがどうも。個人でこの施設が利用できないんだと、ちょっとその部分が気にもなるわけであります。



それから、予算についてであります、あくまでも新規の施設ということでその指定管理料がいかほどになるのかというのは、この表を見る限りは使用料を含めた中で 420 万円という予算がありますが、これには実績を見ながらオーバーしたり、あるいは大幅な減少があったときには市側としては対応できるのかということ。この 1 点を聞いておきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） 今お話にございましたけれども、この金額で進みまして、もし万が一それが足りなくなることがございましたら、当然運営協議会の方々とも協議をしながら、そうした分については運営協議会の方々が持つということにはなりませんので、その辺は協議をしながら市の方でまずは対応していかなければならないと考えています。以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） 市の方から今朝ほどいただいた運営費の内訳でございますけれども、管理指導料というのがございますよね。これは 92 万円ほどみていますけれども。そうしますと、管理指導員というのはどういう人がおなりになるのでしょうか。これは 1 日 5 時間の勤務になっているようでございますけれども、管理指導員に対する見解。それから、どういう人材を選ぶのか。この点いかがなのでしょう。

議長（岡田久俊君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） この管理指導料を 92 万円ほど計上させていただいたのは、例えば工房の中で施設の管理、あるいは受付だとかいろんな業務も中に出てくると感じております。そこでこの方々が、例えば今考えておりますのは、受付を月曜日から金曜日までの午前中と考えております。そこで、例えば午前中の中でこういった人を協議会の方々の中から専門にあてるということを今考えておまして、人材については完全に決まっておりますけれども、その辺は運営協議会の方々と協議をしながら、加工も指導もできる、そういった業務をできるという方をあてていこうというふうに話をしているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） 運営協議会の方々と今日までずいぶん議論もしてこられたと思うんだけど、運営協議会の中にはそういう人材の方が、指導するような人材の方がいらっしゃるのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） 運営協議会の中で、それぞれ今、運営協議会の方全員がそういった体制にできるようにはしているんですけども、その中で新たにそういった方を探すといいですか、入ってもらおうような作業を進めているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） その運営協議会に参加している人数。それから運営協議会の役員の皆さんとというのはだいたいどのくらいいらっしゃるのか。この人数についてお知らせください。

議長（岡田久俊君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） 運営協議会は 15 名と今なっております。いろんな各団体から運営協議会の中に入ってこられまして、例えば消費者協会でありますとか、食生活改善推進協議会、あるいは J A だとかそういったところから運営協議会の中で、それぞれ協議会を結成されまして、

個人の有志の方もおりますけれども、合計 15 名でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） この運営協議会が指定管理者にだいたいなっていくような準備が進められていると思うんだけど、そうすると、以前は交代交代だと言っていたらしゃったんだけど、人件費って言ったってさっき言った管理指導料 90 万円くらいしか見ていないわけだけでも、そうするとこの人たちが、協議会に 15 人参加しているようだけでも、こういう人たちが交代交代で留守番なり申込なり後始末なり。こういうものを見るっていう態勢にしていくんでしょうか。私は以前から、やはり通して専門的な人を頼んで、責任をもって管理運営していくべきだと申し上げてきたんだけど、こういうことについてはどういう検討をなされて、運営協議会でもどんなお話し合いをなされて今日まできているのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） もともと、管理運営するときには、例えば回り番と申しますか、月曜日は誰々、火曜日は誰々といった話も以前はしていたわけですが、それではなかなか運営するには難しいだろうということもございまして、協議会の中の方々と話をしましてある程度固定した人、議員さんおっしゃるように固定した人をその受付なり指導なりに。当然協議会の方々もやるわけですが、ある程度固定した人が受付なり管理、あるいは指導ということを中心として進めていくということで協議会と話をしているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） 結局管理指導料というのはあれでしょう。1 時間 755 円でしょ。だから、1 日 5 時間だから 4 千円弱ですよ。結局そういうものを回り番なりで、出た人にはお金を支払うというふうになってくると思うんですよ。私は指定管理者というのは、運営でありますとか指導でありますとか、ひとつの会社ですよ。これは民間の会社だって受けることできるわけですよ。そういう人たちがもしいるとなれば、運営協議会だけが特権なわけじゃないわけだから。だから、そういう会社が入札をしるというふうになりますと、入札をして指定管理者を決めていくということが本筋なわけだから。そうなりますとその会社自身もやっぱり一定の利益を上げるっていうことだって、考えるだろうと思うんです。これだったらまるっきりあてがいぶちで、これだけでやれというふうにやって、まるっきりボランティアに支えられた運営管理、こういうふうになっていくのではないかと。そういうことで本当に責任を持った運営管理が行っていくのかどうか。この点は、運営協議会とはどんなお話し合いがなされているのか。

それから、指定管理者を何も運営協議会だけが特権的にやるものでない。例えば、何年かやってみてこれではだめだというふうになると、やはり指定管理者を変えるということだってあるわけですよ。何もこの施設だけではなくて、今、指定管理者制度を導入しているところだって、本来的にはきちっと成果と、この次はこういうふうにして運営をやっていきますよというふうにして指定管理者の市民サービスが、市が直営でやっているときよりも一層進展する、そういうものとして指定管理者を作り上げていくということが基本なんですよ。だから、指定管理者に対する、いわば交代の問題、入札の問題というものはどういうふうにお考えになっているのか、この際承っておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 指定管理料にかかわって指導料等々に今、御質問ありましたけれども、

まず斉藤議員から前の議会に施設を管理運営するということになると衛生面だとか、使った後の点検だとかいったことが毎日、毎日ローテーションを組んで人の目が変わるようなところで一定の水準が保てるのかといったような御指摘を受けまして、そういったことも含めまして運営協議会の方々とも。以前はみんなで施設を支えるという視点でございましたので、そういったローテーションを組んでみんなで分担しながらやっていこうということだったんですけれども、やはりそういった今言われたような、使う方は一般の市民の方なわけですから。そういった方々の安全性といったようなことを考えたりするときに、一定の水準の管理をする上ではある程度人が固定されたと。同じ視点でいろんな施設の点検ですとかされた方がいいのではないかとというようなことで。

これは現在指定管理が決まっているわけではございませんので、これから申請を受けて指定管理にふさわしいかどうかといったことも審査するわけでありましてけれども、そういった中で今お話をさせていただいております運営協議会の方々の中にも一度退職されたような方で、そういったことを担っていただけるといったような方もいらっしゃるようですし、そういった方は施設が毎日、毎日動かないと。使われる日もあれば休みになる日もあるということでもありますので、当面は、今、時間当たりの単価と1日当たりの時間数とでやっていけるのではないかとといったことで、管理指導料については積算をしてきたということでもあります。

それと、電気料、光熱費の部分が今入った施設だと年間の稼働からするとどれくらいの金額がかかるのかといったようなこともありますので、そういった新しい設備が入っているものですから動かしてみなかったら実際のことわからないんですけれども、ある程度今のところ想定しなかったら管理運営費も出ないということで積み上げてきたということでもありますので、まずこの中で施設の管理指導ができる体制を組んでいって、途中で点検をしながら何がなんでも今の体制のままでいくんだということじゃなくて、まずいところがあれば改善をしながらということでもあります。

それで、この額についても市の予算としてこれだけなんだからこれだけでやってくださいということではなくて、十分に話し合いを積んで積み上げてきた額でございますので、まずこれでいってやれるということでもありますので。この額を基準に、例えばいろんな方が指定管理の道を開くということになってもまずはこの額を基本に据えながらということと考えております。ただ、この施設が単に市民の方が来て、例えば何か自分たちで、言い方は悪いかもしれませんが、卓球をやって自分たちで帰っていくというようなことではなくて、食育ということと地域の食文化をつないでいただくという、今の運営協議会の方々の熱い思いがあって何年も何年もかけて積み上げてきたものでありますし、私どもも運営協議会の方々はこれからこの施設を中心にそういったことを十分に担っていただけるものというふうに踏んでおりますので、まずは運営協議会の方々をお願いするといったことを前提に考えてまいりたいと思います。

それと今、斉藤議員がおっしゃられた指定管理の全体の見直しということもそうかと思えますけれども、指定管理している施設は経済部の施設が結構多くございますので、今は指定管理の制度の中でこの指定管理自体がどうなのかという検証と、指定管理をした相手方がどのような管理をしてきて、これからさらに指定管理をその方をお願いするかといったような検証をしながら進めていくという準備をこの1月中に進めているところでございますので、今度できた施設についても既存の指定管理をしている施設についても、常にその結果が市民のためにいい方に向けてい

るのかといったようなことを検証しながら進めていって、その結果を見ながら次の指定管理を考  
えるという姿勢でまいりたいと思います。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） もう 1 点。減免の関係で言えば、小中学校、高校、こういう人たちはもう無  
料にするというふうに。代表者会議にかけられた時はこちら辺は減免で無料じゃなかったけれど  
も、やっぱり教育のためにやる場合は無料にしてもいいのではないかという御意見もあって、よ  
く無料にしたしこれは非常にいいことだと思うんです。

ただ、もう 1 点。市長が特別に必要と認めたと。これは 5 割からあるいは免除するということ  
になっていますけれども、一般の市民の人たちが使う中で、例えば 5 人なら 5 人でもいいからグ  
ループの人が使うということになりますと、どういうときに市長が特別に定めたときは 5 割の減  
免と。それから、全部を免除するという。どういうところを想定して減免をしていくんでしょ  
うか。

議長（岡田久俊君） 秋山農林振興課長。

農林振興課長（秋山照雄君） まず減免の関係でございますけれども、例えば免除というふうにあ  
りますけれども、この免除につきましては、今、考えているのは、例えば中学生、小学生の子供  
たちが例えば食育だとか地産地消、そういった目的であくまでも子供たちが自治会の子供会なり  
でやりたいと言ったときには減免にしよう。個人は別にいたしましても、だいたい自治会単位  
で子供会などがそういった食育のためにやりたいという場合には免除というふうに今は考えてい  
ます。5 割につきましては、減額すべきいろいろなことが考えられるわけですが、今考えて  
おりますのは、例えば心身障害施設の方が加工をしたいといった場合につきましては、5 割減免と  
いったことも考えておりますけれども、この詳細につきましては今後まだ協議会とも詰めながら、  
もっと詳しい形で詰めていきたいというふうにも考えております。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） そうすると、市長が特に定めるところは 5 割あるいは全額免除。この  
点については、規則でうたわれているわけだから今年の 4 月、指定管理者にいわば委託する  
ときに議会にかかると思うんですね。それまでもっと煮詰まってくるというふうに考えてい  
よろしいんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 減免の関係でございますけれども、条例の中に利用料金制をとる場合、  
つまり指定管理をとる場合については、条例の第 13 条第 4 項に、利用料金制の場合において、指  
定管理者は、利用料金の額、納入の方法、減免まで定めて、市長の承諾を得るということになっ  
ておりますし、決まったものについては規則の中で告示するということになっておりますので、  
指定管理者が決まりましたら早急にこういったものがこういった対象になるんだといったことを、  
指定管理者が定めるということでございますけれども、実際的には我々と密に打合せながらで  
きるだけ早い機会にこの指定管理を御審議いただく議会の場でこういったものが具体的にあげら  
れるように。特に認める時というのは考えても想定されない場合が出てくるかもしれませんけれ  
ども、想定されるものについては極力こういった時には免除、こういった時には減額といったよ  
うなことを提示できるようにしていきたいと考えております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第5、議案第3号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君) (登壇) ただいま議題となりました議案第3号 損害賠償の額を定め和解することについて、その概要を御説明申し上げます。

本件は、市立病院に で入院されていた故 氏が、平成19年 月 日に人工呼吸器のコネクター接続部と気管カニューレが何らかの原因で外れ、お亡くなりになられたことによるもので、ここに改めて御冥福をお祈り申し上げる次第であります。

このことにつきまして、医療事故として対応を図り、相手方に1,360万円の損害賠償金を支払うことで合意に達しましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によって議会の議決を求める次第であります。

なお、この損害賠償に伴う予算措置につきましては、病院事業会計予算を補正計上いたすとともに、損害賠償金につきましては病院賠償責任保険により全額補てんされるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

平野洋一議員。

9番(平野洋一君) 今回の医療事故、本当に残念なことでございます。亡くなられてしまったさんには心から御冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

ここに示された金額につきましては、私ども庶民にとってはかなりまとまった金額でございます。この金額を積算なされた根拠について、ひとつ市民にわかりやすいように御呈示をいただければありがたいなと思っております。以上です。

議長(岡田久俊君) 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長(吉田博行君) お答え申し上げます。今回の損害賠償金1,360万円の根拠ということでございますけれども、提案説明にもありましたとおり今回の医療事故につきましては病院賠償責任保険の対象となりますことから、私どもも保険会社といろいろと連絡をとりながら対応を図ってきたところでございます。

損害賠償金の算定に当たりましては、保険会社の対人事故の賠償責任支払基準といった基準がございますので、これをもとに算定されていくわけでございますけれども、死亡にかかる損害の場合には、この基準につきましては一般的に葬儀費、遺失利益、そして後、慰謝料、及びその他の損害、こういったものが合算されて損害賠償金が算定されるわけでございますけれども、今回の事故につきましてはこの基準に従いまして、葬儀費が60万円、これは基準通りでございます。そして慰謝料につきましては、これは4つに分かれまして、被害者が一家の柱である場合、ある

いは被害者が18歳未満の場合、さらに被害者が高齢者の場合、被害者がこれら以外の場合、この4区分に基準が分かれているわけでございますけれども、それに対して、例えば被害者の年齢とか性別、あるいは職業等。こういったものが基準に加味されて慰謝料も積算されるわけでございますけれども、今回の場合につきましては被害者が高齢者である場合という基準に基づきまして、基準が1,300万円となっておりますので、2つあわせて1,360万円を損害賠償金として算定されているわけでございます。

なお、遺失利益につきましては、お亡くなりになられた方が高齢者であったこととか病気の関係等々から、この遺失利益については認定がされていないという状況でございます。

なお、この損害賠償金につきましては、保険会社の代理人と相手方の代理人とで話し合いが進められまして合意に達したということで今回の議決を求めているといった状況にあるわけでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第4号 平成20年度士別市一般会計補正予算（第9号）から、議案第7号 平成20年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）までの以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第4号 平成20年度士別市一般会計補正予算（第9号）から、議案第7号 平成20年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）までについて、関連がありますので一括してその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、公的資金補償金免除にかかる起債の繰上償還などについて所要の補正をいたそうとするもので、以下その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてであります。土木費で公共下水道事業特別会計に対する繰出金22万2千円を追加計上し、公債費では、19年度から3ヵ年で段階的に実施されます公的資金補償金免除にかかる起債の繰上償還のうち、本年度の実施となる6%以上の金利の起債の借りかえを行うため償還元金8,057万7千円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、借換債の特定財源のほか繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、先に完成いたしました農畜産物加工体験交流工房について、明年度から指定管理者制度による管理運営を予定し、事前に契約するための所要の措置を講ずるものであります。

なお、指定管理者の指定につきましては、今後、審査委員会で候補者を選定し、21年第1回定例会に提案をいたす予定であります。

また、地方債の追加につきましては、起債の借りかえの関連から所要の措置をいたすものであります。

次に、特別会計並びに企業会計の補正についてであります。公共下水道事業特別会計及び水道事業会計については、一般会計と同じく、公的資金補償金免除繰上償還にかかる償還金として、それぞれ9,512万2千円、並びに2,730万円を計上いたすとともに、地方債の追加につきましては所要の措置をいたしたところであります。

次に、病院事業会計についてであります。収益的収支では、先に議決いただきました医療事故に伴う損害賠償金1,360万円を計上いたし、これに対する財源につきましては、病院賠償責任保険により全額補てんされるものであります。

また、資本的収支では、公的資金補償金免除繰上償還金で1億8,024万4千円を計上し、これに伴う公営企業借換債1億8,010万円の借入れを予定するとともに、地方債の追加につきましても所要の措置を講じる次第であります。

なお、今回の公的資金補償金免除繰上償還による市の負担軽減額であります。借りかえ時における金利の動向によりますが、全会計あわせて約7,600万円と見込んでおります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第7号までの4案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成21年第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

（午前10時47分 閉会）